

平成19年度税制改正（財形関係）

○ 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長【登録免許税】

住宅を新築、若しくは建築後未使用の住宅を取得した場合、一定の既存住宅を取得した場合又は住宅取得資金に係る抵当権を家屋に設定した場合における当該家屋の所有権の保存登記、移転登記又は抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率に係る軽減措置の適用期限を平成19年3月31日から平成21年3月31日に延長する。

（注）国土交通省との並びで2年ごとに延長を行ってきたものである。

〈参考〉

○ 住宅リフォーム・ローン減税制度の改正及び住宅のバリアフリー改修促進税制の創設（国土交通省）

住宅リフォーム・ローン減税制度の対象となる増改築等の範囲に一定のバリアフリー改修工事を追加するとともに、当該改修工事を含まず増改築等工事を対象とする住宅のバリアフリー改修促進税制を創設した。